16　償　還　金　額　額面金額100円につき100円
17　入札の基準とする各発行対象国債の利回り　銘柄毎の基準利回は、令和７年10月23日付で日本証券業協会が発表した公社債店頭売買参考統計値表に掲載された平均値の単利利回りとする。
18　元利金支払場所　日本銀行
19　入　札　参　加　者　財務大臣から通知を受けた者
20　払　込　期　日　令和７年10月24日

（別表）

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額（額面金額）
利付国庫債券（20年）（第184回）	1.1％	令和25年３月20日	10,100,000,000円
利付国庫債券（30年）（第35回）	2.0％	令和23年９月20日	5,400,000,000円
利付国庫債券（30年）（第39回）	1.9％	令和25年６月20日	4,500,000,000円
利付国庫債券（30年）（第40回）	1.8％	令和25年９月20日	900,000,000円
利付国庫債券（30年）（第43回）	1.7％	令和26年６月20日	2,200,000,000円
利付国庫債券（30年）（第44回）	1.7％	令和26年９月20日	2,300,000,000円
利付国庫債券（30年）（第45回）	1.5％	令和26年12月20日	8,700,000,000円
利付国庫債券（30年）（第50回）	0.8％	令和28年３月20日	2,100,000,000円
利付国庫債券（30年）（第51回）	0.3％	令和28年６月20日	35,500,000,000円
利付国庫債券（30年）（第52回）	0.5％	令和28年９月20日	7,000,000,000円
利付国庫債券（30年）（第54回）	0.8％	令和29年３月20日	900,000,000円
利付国庫債券（30年）（第55回）	0.8％	令和29年６月20日	3,500,000,000円
利付国庫債券（30年）（第56回）	0.8％	令和29年９月20日	1,800,000,000円
利付国庫債券（30年）（第57回）	0.8％	令和29年12月20日	100,000,000円
利付国庫債券（30年）（第58回）	0.8％	令和30年３月20日	6,500,000,000円
利付国庫債券（30年）（第60回）	0.9％	令和30年９月20日	1,100,000,000円
利付国庫債券（30年）（第61回）	0.7％	令和30年12月20日	3,200,000,000円
利付国庫債券（30年）（第79回）	1.2％	令和35年６月20日	9,100,000,000円
利付国庫債券（30年）（第87回）	2.8％	令和37年６月20日	17,100,000,000円
利付国庫債券（40年）（第８回）	1.4％	令和37年３月20日	89,200,000,000円
利付国庫債券（40年）（第９回）	0.4％	令和38年３月20日	2,200,000,000円
利付国庫債券（40年）（第10回）	0.9％	令和39年３月20日	2,000,000,000円
利付国庫債券（40年）（第11回）	0.8％	令和40年３月20日	4,000,000,000円
利付国庫債券（40年）（第13回）	0.5％	令和42年３月20日	10,900,000,000円
利付国庫債券（40年）（第14回）	0.7％	令和43年３月20日	17,300,000,000円
利付国庫債券（40年）（第16回）	1.3％	令和45年３月20日	500,000,000円

○財務省告示第二百九十二号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第十一項の規定に基づき、令和七年十月九日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年十一月七日　財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号　利付国庫債券（２年）（第476回）
2　発行の根拠法律及びその条項　特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行方法　募集取扱機関による募集の取扱いによる発行
5　発行額　額面金額で13,879,150,000円
6　払込金額　13,898,580,810円
7　最低額面金額　50,000円
8　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
9　発行日　令和７年10月９日
10　発行価格　額面金額100円につき100円14銭
11　利率　年0.9％
12　経過利子の払込み　各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第18号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\text{額面金額の総額}\times\frac{0.9}{100}\times\frac{38}{365}$$

13　初期利子　令和８年３月１日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第15号において規定する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額}\times\frac{0.9}{100}\times\frac{1}{2}$$

14　第２期以後の利子　毎年３月１日及び９月１日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
15　償還期限　令和９年９月１日
16　償還金額　額面金額100円につき100円
17　元利金支払場所　日本銀行
18　払込期日　令和７年10月９日

○財務省告示第二百九十三号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第十一項の規定に基づき、令和七年十月九日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年十一月七日　財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号　利付国庫債券（５年）（第180回）
2　発行の根拠法律及びその条項　特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。